

宴会場利用規約

ホテル金沢（以下「当ホテル」といいます）では、どなたさまにもご満足いただける宴会及び催事をご準備、実施するため、一般宴会に加えて、会議、研修会、講演会、音楽会、展示会等の当ホテル施設内において実施する、あらゆる催し物（以下「宴会等」と称します）に関して次のとおり規約を設けておりますので、予めご了承を賜りますようお願い申し上げます。

1. ご使用時間と追加料金

- 1) 会場の使用時間は、宴会等の実施時間と設営から撤去までの時間を含め、事前にホテル担当係員と取り決めさせていただいた契約時間とし所定の料金を頂戴いたします。
- 2) 所定の時間を超過した場合は追加料金を頂戴いたします。ただし、次の会場使用時刻との関連で使用時間の超過に応じかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2. 有料人数の確定

- 1) 主催者にはご予約時点で予めおおよそのご宴会等の利用人数をお知らせいたします。
来場者数が収容人数を超え、災害時の避難等の危険性があると当ホテルが予知・判断した場合、ご利用をお断りするか入場を制限させていただく場合がございます。
- 2) お料理をご用意させていただく人数（以下、有料人数と称します）は、10 日前までにご通知頂き、最終的な人数を宴会等開催日の2 日前の正午までにホテル担当係員までご通知ください。それ以降はすべて手配が完了しておりますので、開催日の出席者数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

3. 前受金

当ホテルを初めてご利用いただく場合及び当ホテルが必要と認めた場合は、当ホテルよりご提示いたしましたお見積金額を前受金として、原則ご宴会等開催日の前日までに当ホテル指定の下表の金融機関にお振込みいただくか、現金にてお支払いいただきます。

4. お支払

ご宴会等終了後、1 週間以内にご請求書を発行させていただきます。主催者様のお手元に届き次第、開催日より1 ヶ月以内にお支払いください。お支払いに際しては、現金をご持参いただくか、下表の金融機関にお振込みをお願いいたします。また、お振込みに際しては振込手数料のご負担をお願いいたします。

銀行名	支店名	口座番号
北國銀行	本店営業部	(普) 783440

5. 取消料

すでにご予約いただいた宴会等をお取消しの場合は、下表の取消料をお支払いいただきます。

お取消し申込日	取消料
宴会等開催日の 90 日前より 31 日前まで	ご宴会等お見積金額等の 30%
宴会等開催日の 30 日前より 11 日前まで	ご宴会等お見積金額等の 50%
宴会等開催日の 10 日前より 2 日前まで	ご宴会等お見積金額等の 80%
宴会等開催日の前日及び 開催日当日	ご宴会等お見積金額等の 100%

* 日数は取消日の翌営業日より起算します

* 取消日に関わらず手配済みのものに関しては実費をご請求いたします

6. 期日変更料

すでにご予約いただいた宴会等の期日変更の場合は、下表の期日変更料をお支払いいただきます。

ご変更申込日	期日変更料
宴会等開催日の 90 日前より 31 日前まで	ご手配済みのものの実費
宴会等開催日の 30 日前より 11 日前まで	ご宴会等お見積金額等の 30%
宴会等開催日の 10 日前より 開催日当日	ご宴会等お見積金額等の 50%

* 日数は変更日の翌営業日より起算します

* 変更日に関わらず手配済みのものに関しては実費をご請求いたします

7. 装飾、余興等の手配

- 1) 宴会等にかかわる会場装飾、装花、音響、照明、余興、レセプタント（コンパニオン）、引き出物等の手配は当ホテル指定の業者をご利用ください。
- 2) お客様のご都合で当ホテル指定の業者以外の業者をご利用になる場合は、宴会等を円滑に運営する為、予め当ホテルの了解を得た後にご手配いただくものとします。
- 3) お客様が直接手配した業者をご利用になる場合は、別途定めた持込料金をお支払いいただきます。
- 4) 他のお客様へ迷惑がかけると当ホテルが判断した楽器、機材等のご利用はご遠慮いただきます。

8. 直接手配の業者に対する指示

- 1) 当ホテルの了解のもとにお客様が直接行なう諸事項（装飾、演出のための材料、機器の搬入・搬出・看板等の仕様、デザイン、設置場所、方法等）につきましては、当ホテルの美観、導線等の関係上、当ホテルが直接、業者の方々に指示いたします。
- 2) 搬入・搬出が深夜におよび、当ホテル係員の立会いが必要な場合は、別途立会い費用が発生いたします。
- 3) 搬入・搬出時は予め決められたルートをお通りいただき、禁止区域への立ち入りはご遠慮ください。また、施設内および館内パブリックスペースでの喫煙、睡眠、休憩等は一切にお断りさせていただきます。

9. 展示物の管理

展示物の一切の管理はお客様に行っていただきます。特に夜間の管理およびこれに伴う警備費用等の手配に関しましても、お客様の責任においてお願いいたします。

10. 損害賠償

- 1) お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）あるいはお客様が直接依頼された業者及び関係者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることの無いように充分ご注意ください。万一、ホテルの施設、什器備品等に損傷が生じた場合は、その修復に関しまして当ホテルよりご依頼を申し上げますので、速やかに対処および修理を実施していただきます。尚、お客様による原状回復等が困難な場合は、その損害賠償金をご負担いただきます。
- 2) その損害による当ホテル運営及び営業に障害が生じた場合は、営業補償等の損害賠償金をお支払いいただきます。
- 3) 施設利用時の来場者を含む人身事故、および物品、展示品等の盗難・破損事故等の全ての事故において当ホテルは一切の責任を負いません。展示品等の破損・盗難防止措置は、関係者の責任において行っていただきます。

11. 施設内における事故・盗難

ホテルの施設内において、お客様の管理下で発生した事故・盗難等につきましては、ホテルの故意または重大な過失がある場合を除き、ホテルは一切責任を負いかねますので十分にご注意ください。

12. 解約

次の事項の場合、宴会等のご予約について、当ホテルより宴会等のお申し込みをお断りするか、またはすでにご契約いただいた場合でも解約させていただきます。なお、当ホテルが解約をさせていただいた場合、それに伴う損害については一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

- 1) 会場の仮予約期限はお申込日から 2 週間とさせていただきます。
- 2) 宴会等に出席するお客様の中に、次の事由に該当する者がいる場合。

- ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ②暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体またはその構成員であるとき。
 - ③法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 3) 当ホテルの他のお客様に対して、著しい迷惑を及ぼしたり、当ホテル従業員の業務を妨げるなど、当ホテルの風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 4) 当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対し暴力的要求行為を行い又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - 5) 宴会等にご出席されるお客様が法令もしくは公序良俗に反する行為をなさる恐れがあるか、あるかは他のお客様にご迷惑をおかけすると当ホテルが判断した場合。
 - 6) 本規約に違反、またはその恐れがあると当ホテルが判断した場合。

13. 禁止事項

次に挙げる各項目は禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- 1) 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の犬、猫、小鳥、その他の愛玩動物、家畜の持ち込み。
- 2) 発火または引火性のある物品や危険物の持ち込み。
- 3) 悪臭を発するものの持ち込み。
- 4) 法令または公序良俗に反する行為および、他のお客様のご迷惑になる言動。
- 5) 暴力団、暴力団員又は暴力団、暴力団員の関係者の利用。
- 6) ご予約時の使用目的以外のご利用。
- 7) パブリックスペースでのディスプレイおよび物品販売。
- 8) 飲食の持ち込み接待および販売。
- 9) 備品等の移動、損傷・破損。
- 10) その他法令で禁じられている行為。

14. 個人情報の取り扱いについて

お客様およびご出席者等の個人情報は、宴会等に関するご案内、確認等のご連絡等に使用するほか、美容・着付け、写真、招待状、引出物等の当ホテル指定会社でのサービス提供に使用場合があります。その他、個人情報の取り扱いについては、当ホテルホームページのプライバシーポリシーをご確認ください。<https://www.hotelkanazawa.co.jp/privacy>

15. 施設の変更等

施設及び景観の保全・維持管理等の為、当ホテルは予告なく建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がありますので、予めご了承ください。

16. 規約の変更

当ホテルは当ホテルの裁量により、この規約を変更することがあります。当ホテルがこの規約を変更する場合、規約を変更する旨及び、変更後の規約の内容並びにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、当ホテルホームページに掲載致します。変更後の規約の効力発生日以降に、お客様が規約に基づく当ホテルのサービスを利用したときは、規約の変更に同意したものと理解致します。

17. 不可抗力

天変地異、自然災害、戦争、テロ、内乱、暴動、政府の規制・命令又は指導、ストライキ、交通の閉塞その他不可抗力により、当ホテルが契約上の義務を履行できない、または履行期限を遵守できない場合、当ホテルは責任を免れるものとします。当ホテルは、不可抗力事由が生じた場合、お客様に書面で通知を行うことにより、契約を解約することができるものとします。

18. 準拠法及び管轄裁判官

この利用規約及び当ホテルとお客様との契約に関して生じる一切の紛争については、日本法を準拠法とし、当ホテルの所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2008年5月1日制定

2022年11月1日改定

2023年9月1日改定

2025年1月6日改定